

様式第1号

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月17日

ゼロカーボン推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度信州屋根ソーラーPR業務

(2) 業務の目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県においては、再生可能エネルギーの生産量を2010年度比3倍とする目標の達成に向けてその普及拡大に取り組んでいるところであり、住宅等の屋根を活用した太陽光発電（屋根ソーラー）については特に積極的に推進しているところである。本業務は、屋根ソーラーのメリットや普及の意義について県民へ周知・浸透を図り、「屋根ソーラーが当たり前の信州」の実現に向けた機運を高めることを目的として実施するものである。

そのため、令和6年度に運用を開始した県の屋根ソーラーポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」（以下「ポータルサイト」という。）の閲覧を促進し、県内への屋根ソーラー普及に向けたPRを行う。

（ポータルサイト URL : <https://www.yanesolar.pref.nagano.lg.jp/>）

(3) 業務内容

住宅等の屋根を利用して行う太陽光発電（屋根ソーラー）のPR

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

以下の項目について具体的な企画提案を求めます。また、本業務の実施に当たって事業をより効果的なものとするため、仕様書に記載のない内容についても積極的に独自の取組等を提案してください。

ア 業務に対する基本的な考え方、取組方針等

イ 企画内容等

ウ 業務の実施体制等

エ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県庁等

(7) 履行期間 契約の日から令和9年2月26日まで

(8) 費用の上限額 7,326,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人には都道府県税、消費税及び地方消費税、個人には都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適性を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制 記載方法については任意の様式によります。
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係
電話 026-235-7255
FAX 026-235-7491
メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年2月27日（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面によりゼロカーボン推進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会の開催について

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 公告の日から令和8年3月12日午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(5) 回答方法 ゼロカーボン推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月16日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載し、別添仕様書(案)の内容を踏まえた上で、次の項目順に従って記載してください。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容を企画書等に記載してください。

提案書類	様式
ア 表紙（企画提案書）	様式第8号
イ 企画書	
(ア) 企画内容提案等	テレビ CM ナレーション音声の提案 及び放送する期間・時間帯 住宅メディアへの広告掲出 その他メディアへの広告掲出 広報活動に関する効果測定・分析
(イ) 業務の実施体制等	運営体制 業務スケジュール
ウ 業務に関する経費およびその内訳	A4 判任意
エ 会社概要	A4 判任意 (会社パンフレット等 の提出で代替可能)

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 企画書は任意様式・A4版とし、イメージ図等を用いる等、わかりやすい表現で記載し、別添仕様書(案)の内容を踏まえた提案としてください。
- ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期間 公告の日から令和8年3月12日午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ④ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月19日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限ります。
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となつた者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となつた者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。選定基準については別添「企画提案の選定基準」に定めるとおりです。

- ② 企画提案書の選定に当たつては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プrezentationの実施日および場所

ア 実施日：令和8年3月25日

イ 方法：zoomを使用したオンライン方式での実施を予定

【※詳細は参加者に改めてご案内します。参加者数により、複数日開催する可能性があります。】

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかつた旨及び選定しなかつた理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）をゼロカーボン推進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係
電話 026-235-7255
FAX 026-235-7491
メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(別添)企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点	
1 業務に対する基本的な考え方、取組方針等	業務内容等への理解度 業務遂行に対する責任感	事業目的や業務内容等を十分に理解の上、具体的な企画提案が行われているか。 責任をもって委託業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。	10点
2 企画内容等	テレビ CM ナレーション音声の提案および放送 住宅メディアへの広告掲出 その他メディアへの広告掲出 広報活動に関する効果測定・分析	以下のナレーション要件に基づいているか。 (ア) 発生・発音が明瞭で生活環境(家事中など)においても聞き取りやすい音声であること。 (イ) 親しみやすく誠実な語り口とすること。 ターゲットに向けて効果的に届く合理的な期間及び時間帯の提案になっているか。 ターゲットに向けて効果的に届く合理的な提案になっているか。 県民に向けて効果的に届く合理的な提案になっているか。 提案する企画により、県の施策や広報認知の効果を測定し、今後の屋根ソーラーに係る広報活動の方針検討の基礎となるデータの収集方法になっているか。	10点 10点 10点 10点
3 業務の実施体制等	受注者の業務遂行力 運営体制 業務スケジュール	本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。 類似事業の履行実績を有しているか。 業務の運営に必要な人員が配置され、指揮命令系統が明らかな体制となっているか。 業務を確実に行うことができ、県との連携を円滑に図ることのできる体制がとられているか、 業務の全体にわたり、具体的かつ実現性の高いスケジュールが提案されているか。	20点
4 業務等に関する経費及びその内訳	業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か	20点	
5 その他事業の目的を達するために有効な事項		10点	
		100点	